

商工委員會議録 第十一号

昭和三十一年二月二十一日(水曜日)
午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 早稲田幸三郎君

理事内田 常雄君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

浦野 幸男君 遠藤 三郎君

小沢 辰男君 神田 博君

佐々木秀世君 齋藤 憲三君

始関 伊平君 首藤 新八君

田中 榮一君 中垣 國男君

中川 俊思君 原田 憲君

南 好雄君 村上 勇君

岡田 利春君 久保田 豊君

小林 ちづ君 多賀谷貞穂君

中村 重光君 西村 力弥君

内海 清君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君

國務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

内閣法制局参事 吉國 一郎君

(第三部長)

總理府事務官 中野 正一君

(經濟企画庁調 整局長)

通商産業事務官 塚本 敏夫君

(大臣官房長)

通商産業事務官 今井 善衛君

(通商局長)

中小企業庁長官 大堀 弘君

委員外の出席者

總理府事務官 (公正取引委員 会經濟部長) 小沼 亨君

中小企業信用保 險公庫理事長 山本 茂君

参考 (商工組合中央 金庫理事長) 北野 重雄君

専門員 越田 清七君

二月二十一日

委員伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として内海清君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員内海清君辞任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十日

電話加入権質による零細企業者育成資金として商工組合中央金庫等に特別融資を決定の請願(横山秋君紹介)(第一四一九号)
同(坊秀男君紹介)(第一七〇五号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)
通商産業の基本施策に関する件
經濟總合計画に関する件

○早稲田委員長 これより會議を開きます。

商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法の

一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたします。

なお、本日は通商産業大臣、中小企業庁長官のほかには山本中小企業信用保険公庫理事長及び参考人として商工組合中央金庫理事長北野重雄君が出席されております。

それでは、順次質疑を許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 ただいま議題となっております商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案と中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、この件につきましましては、法の体裁の面からいっても、あるいはまた性質のものであるのを同一の一本の法律によつて提案することは適當でないといふことを先日の委員会におきまして指摘をいたしましたのであります。官房長官が出席されて、今後十分注意をするという意思表明があつたようでありまして、十分今後は注意をされて、今回のようなずさんなことをおやりになると審議の上非常に混乱を来いたしますし、むだな時間ともなりますので、注意をしておきます。

私は先日商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案に対していろいろと質疑をいたしました。改正点が適当でないという論議の上に立つて申し上げるのではないのであります。中小企業金融政策が非常に重要である、特に信用補充制度ということには欠

くことのできない問題であると同時に、できるだけ低利で融資していかねばならぬといふことになるわけでありまして、その点からいいますと、商工中金の融資が商工債というものを主たる原資としておるというところに、建前としてはやむを得ません。ところが、この点はやはり高金利になつてくるわけですから、中小企業金融緩和という面からいましては、十分政府の方といたしましては出資をする、あるいは先日も申し上げましたが、指定預金をやるとかいろいろ工夫をし、努力をして、できるだけ商工中金の融資というものが円滑にしかも低利で貸し付けられるという留意が私は必要である、こういう考え方の上に立ちますと、今度の改正案が商工債を消化するといふ面に相當な法改正のねらいがあるといふように考えられるわけであ

ります。従ひまして、そういった今後の改正点はそれらに必要でありまして、うけれども、商工債を消化するといふことにそのねらいの中心が向けられてはならない、私はそういったような考え方の上に立つわけでありまして、今後は十分一つ中小企業庁といたしまして、もう一つ商工中金の金融があるいはその他中小企業金融公庫等々の融資の円滑をはかる、その上には、やはりなるだけ低利でしかも資金量をふやしていくといふことの格段の一つ留意をしていただきたい、大蔵当局との折衝という点も十分一つ緊密にやつてもらうのでなければ困るわけであ

ますその点に対しての中小企業庁長官の決意のほどを伺いたいと思ひます。

○大堀政府委員 ただいま中村先生から御指摘のございました点は、私ども全く同感でございます。私どもとしましては、やはり資金量をできるだけ拡大するといふ意味で商工債券による市中の金を集めて、そして、それを商工中金のパイプを通して中小企業に流していくということも非常に重要な問題だと思ひますが、同時にやはり政府としましては財政投融資の資金を最大限度に増加をし、あるいは出資を増加いたしました。できるだけ将来に向かつて金利を下げていくという方向については、その線に沿つて努力をいたしたいと考えておる次第であります。

○中村(重)委員 個人の資金をパイプを通して吸収していくのだ、こういうことではあります。私がたゞいま申し上げましたのは、今度商工債を担保にして、——そしてあなたは先日余裕金を融資していくのだ、こういうことであつた。結局融資をする。従つて、今度はその前に商工債を買わせる。そしてそれを担保にする、そして融資をする、こういう形になつていくわけであ

る。そういうことは、一つパイプを通してそれを吸収するといふ道を開いたが、できるだけ原資としてやはりそういった商工債の消化にねらいを持っておるといふことは間違いないわけであ

今後は努力をしていただきたい。今商工債のワケが大きくなる。政府のそうした努力による融資の率が下がっていくというところであつてはなりません。ですから、現在は幾らかそうした政府の出資もふえたのだ、財政投融資もふえたのだ、こういうことで過去の比率からだけいろいろ議論されるようでありますけれども、今日の社会情勢がどういう方向に向かつているかというところを考へてみますときに、当然財政投融資がふえていく、政府出資がふえていくということではなければならぬわけですから、従いまして、よく政府といったしましても買ひオペをこれだけやる、政府出資もこれだけふえておる、去年と比較したら、あるいは一昨年と比較したらこうなつたじゃないかというので、そのことだけをいろいろと強調なさる。現実の社会情勢はどういう方向に向かつておるかということに対しての留意が、そういうことに私は欠けておるのではないかと、単なる弁解にすぎないというふうな感を強くいたしました。その点は、通産大臣がお見えになりましたが、どうぞ一つ十分の御注意をお願いしたいと思ひます。

お答えになつてゐる。ところが今度はわずかに三十五億というよりなことでは、私は非常に少な過ぎると思ひのであります。大蔵省に對しましては相当大幅の予算要求をやつたということも仄聞はいたすのでありますけれども、二十五億程度の融資で、やむを得ない、これでやつていくの、肝心の信用補完制度というものがどうにかこれに保てるのだという確信を持つていらつしやるのかどうか、その点を伺つておきたいと思ひます。

ところで、二十五億圓というのは、融資基金になつておりますが、やはり保険の準備基金と申しますか、これがどうしても必要だと思ひのであります。この点が補完制度の上におきましては一番大切ではないか。ところが、これが今度は増額されてない。これはどういふことであつたのか。予算要求をなさつたのかどうか。八十億くらい予算要求をやつたところがこれが全額削られたというように私は聞くのであります。この点に對してお答えをお願いいたします。

○大塚政府委員 御指摘のように、私も融資基金の増額、同時に準備基金の増額につきましても予算の要求をして参つたのでございしますが、来年度相当保証契約をふやして参りますけれども、本年度は二千二百億くらいの契約承諾ベースにならうと思ひます。来年は二千八百億くらいに承諾ベースを引き上げようということで、承諾額、保証契約がふえれば、それに従つて準備基金もそれだけふやしていかなければならぬわけでございますが、当面の問題といたしましては、融資基金分をふやす方が重点といたしまして、保証協会に對する融資基金をふやして、弱い保証協会の強化して、同時に保険に對しても、今回は小口保証等について料率の引き下げをはかるといつた面から考へまして、融資基金をふやすことが当面実効がございしますので、財源等の關係で、今回は準備基金の方は何とか現状でやれるという見通しがつきましたので、融資基金の方の増額をはかつたというところになつたわけでございます。御趣旨の点は私もよくつとめて考へまして、今後もやはり準備基金につ

いでも増額をはかるように努力いたしたいと思へてゐる次第であります。○中村(重)委員 時間の關係がありましてので、かけ足で質問をいたしますが、なるほど融資基金をふやすということは、保証協会に對する融資、それだけ一般信用補完制度の信用補完というものが強化されていくということとは否定いたしません。しかし、準備基金というものは、保険公庫が保険を付するといふ意味におきましては、この資金があまり窮乏であると、どうしても保険そのものが辛くなつて参ります。その辛くなるのが、非常に大切な、零細企業等に対するいわゆる信用力の弱い、担保もない、保証人もどうも信用程度が低いというふうな条件の悪い面に對しては、ともすると保険に付さない、保証協会も保証しないという形が現れて参ります。極端に申し上げると、準備基金が少なければ、赤字が出るというふうにもなるのだといふので、こげつきの警戒をやる。そのために肝心なめの信用補完というふうな制度が殺されていく、生かされていかないという面が多分にあると思ひます。そういう点に對しては大蔵省は決してしょうけれども、通産省としては、積極的にこういう面に対する予算要求をなさる必要があると思ひのであります。

○大塚政府委員 これは、従来もやつておりますが、一定の基準によりまして、各保証協会に融資額を配分しておられます。結局保証協会は受けた融資基金を銀行に預託をいたしまして、

次は、中小企業信用保険公庫法の改正案についてお尋ねをしたいと思ひのであります。今度二十五億圓の融資基金の増額をやつてゐるようでありまして、先日の委員会におきましても、私は信用補完制度というものが非常に大切である、このためには信用保険公庫に大幅の融資をしくちやならぬのだというところを、次の通常国会においては、いわゆる来年度においては大幅に増額する用意があるということをお

○中村(重)委員 従来と比較するとふえた、このことは先ほど申し上げましたから重ねて触れませんが、額がふえた事実は認めます。しかし、これは当然ではないか。おそらく大臣もこれだけふえたのだといふことで、過去と比較してこれを強調なさるといつた気持ちではないのであつて、内心ではこれでは足りないのだというふうな気持ちを私はお持ちだらうと思ひのであります。その点は今後の努力に期待をいたします。

○大塚政府委員 御指摘のように、私も融資基金の増額、同時に準備基金の増額につきましても予算の要求をして参つたのでございしますが、来年度相当保証契約をふやして参りますけれども、本年度は二千二百億くらいの契約承諾ベースにならうと思ひます。来年は二千八百億くらいに承諾ベースを引き上げようということで、承諾額、保証契約がふえれば、それに従つて準備基金もそれだけふやしていかなければならぬわけでございますが、当面の問題といたしましては、融資基金分をふやす方が重点といたしまして、保証協会に對する融資基金をふやして、弱い保証協会の強化して、同時に保険に對しても、今回は小口保証等について料率の引き下げをはかるといつた面から考へまして、融資基金をふやすことが当面実効がございしますので、財源等の關係で、今回は準備基金の方は何とか現状でやれるという見通しがつきましたので、融資基金の方の増額をはかつたというところになつたわけでございます。御趣旨の点は私もよくつとめて考へまして、今後もやはり準備基金につ

○大塚政府委員 これは、従来もやつておりますが、一定の基準によりまして、各保証協会に融資額を配分しておられます。結局保証協会は受けた融資基金を銀行に預託をいたしまして、

それを見返りに当該銀行の中小企業に對する保証契約の適用を広げ、同時に貸付をふやしていくという措置をとつておられます。大体融資基金の五、六倍は保証契約の拡大によつて中小企業に對する金融面で融資の増額をはかるということが出来るわけでございます。そういう方向で運用して参りたいと思つておられます。

○中村(重)委員 私が尋ねましたのは、保証協会に對するいわゆる融資の配分の基準はつきりしてない。この点は十分一実情に即するように配分について留意していただきたい、こ

さう思います。さうにまた、保証協会に對する地方自治体等の出資金ということに對しては、もつと一そう十分の指導をなさなければだめだと私は思ひます。非常にアンバランスが出てきておられます。少なくとも保証協会というものは私は制度が弱いと思ひます。もつと統制力のあるようにやらなければならぬ。今はこの保証協会が貸付の際に保証する場合、審議委員には、地方の場合は地方銀行の支店長であるとかさういつた關係者が出るわけですが、そこで審査をする審査の場合に、自分のところの銀行にこの人は借りがあり、どうも成績が悪いとか、いろいろなことで保証の生殺与奪の權といふものを地方の銀行が持つておる、こういうことは適當ではない。しかもこの保証協会の役員は選任といふのは、定款事項になつてゐる。これをもつと強化していく必要があるのではないかと、こゝろを思ひます。少なくとも私は今の保険公庫のような形まで保証協会の制度の改正をやつて強化

○大塚政府委員 これは、従来もやつておりますが、一定の基準によりまして、各保証協会に融資額を配分しておられます。結局保証協会は受けた融資基金を銀行に預託をいたしまして、

それを見返りに当該銀行の中小企業に對する保証契約の適用を広げ、同時に貸付をふやしていくという措置をとつておられます。大体融資基金の五、六倍は保証契約の拡大によつて中小企業に對する金融面で融資の増額をはかるということが出来るわけでございます。そういう方向で運用して参りたいと思つておられます。

○中村(重)委員 私が尋ねましたのは、保証協会に對するいわゆる融資の配分の基準はつきりしてない。この点は十分一実情に即するように配分について留意していただきたい、こ

さう思います。さうにまた、保証協会に對する地方自治体等の出資金ということに對しては、もつと一そう十分の指導をなさなければだめだと私は思ひます。非常にアンバランスが出てきておられます。少なくとも保証協会というものは私は制度が弱いと思ひます。もつと統制力のあるようにやらなければならぬ。今はこの保証協会が貸付の際に保証する場合、審議委員には、地方の場合は地方銀行の支店長であるとかさういつた關係者が出るわけですが、そこで審査をする審査の場合に、自分のところの銀行にこの人は借りがあり、どうも成績が悪いとか、いろいろなことで保証の生殺与奪の權といふものを地方の銀行が持つておる、こういうことは適當ではない。しかもこの保証協会の役員は選任といふのは、定款事項になつてゐる。これをもつと強化していく必要があるのではないかと、こゝろを思ひます。少なくとも私は今の保険公庫のような形まで保証協会の制度の改正をやつて強化

○大塚政府委員 これは、従来もやつておりますが、一定の基準によりまして、各保証協会に融資額を配分しておられます。結局保証協会は受けた融資基金を銀行に預託をいたしまして、

をしていく、それでは、保証協会の行なう業務、いわゆる信用補完制度というものの全きを期し得ない、こういったような感じを強く持つわけです。保証料率も違ふ。ただいま申し上げたように各県はばらばら、そういう点がございませう。この点に対しては考えなくちゃならないのじゃないか、そういった感じを持ちますが、専門的なことになるわけですが、大臣いかがでございますでしょうか。

○佐藤国務大臣 御趣旨はしごくもつともでございます。ことに昨年来中小企業対策をいろいろ進めてみますと、当然地方に保証協会があつてしかるべきところができていなかったり、またできておりましても不十分であつたり、今言われるような銀行、金融機関そのものが積極的にこれに関与する、こういったことで本来の趣旨が十分生きておらない、こういうことを問々見受けるのでございませう。いろいろ基本的な問題に、あるいは危険負担率等の問題もございませうが、それらの点について一そう一つ検討して、本来の趣旨、目的を達するに遺憾のないように、どうしてもしたいものだ、かように考えます。ありがたうございました。

○中村(重)委員 それから銀行に買オペをしてもらえるわけですね。これは中小企業に対する金融の緩和をはかるためにおやになるわけですが、ところがこれに対してはどういう方法で買オペの資金がほんとうに中小企業に回るのか、どういう方法を講ずるのかという点に対しては、保証協会の保証をつけてもらひ、こういうことでございませう。それはいいわけです。ところがここで私はお尋ねしたいのですが、

保証協会が保証をするというところになって参りますと、保証協会の能力というものの限界がありまふと、実際は買オペの保証をするというからには、それ以上の保証能力の拡大というところを考えられないのではないかと。この点に対してどういった取り扱いをしてもらえるか、対策をしてもらえるか。

○大堀政府委員 実は、先生御指摘の通りに、三十二年のときに買オペをやりました際は、貸付の実績に応じて買オペの実施をするという実績主義で、事後に買オペをやりましたために、資金の流れが非常におくれまして、せっかく買オペをしながら、時間がなくて、末端まで行かないという結果が生じたので、今回は大蔵省と相談いたしまして買オペは先に実施する、そして銀行に金を渡して、実績によつて調整をする、こういう方式に改めまして、できるだけ買オペの効果を早く浸透するようにということをお願いしたわけでございます。その際に、御指摘の通りに、一体中小企業にはたしてこれが流れるかどうかという点では心配がございまして、たしかに、保証協会の保証付のものというところを引当にやるという建前をとつたわけでございます。先生御指摘の通りに、多少能力の点で不十分な点があると思ひますけれども、私どもとしては、何分せつかくの買オペの趣旨を生かします上において関係機関を奮勵しまして、できるだけせつかくの買オペの効果が浸透させよう、促進するように努力したわけでありませう。

○中村(重)委員 この点は非常に大切なんです。買オペをやつて、この前私がお指摘しましたように、ほんとうに中小企業に流れるのかということ、これに対しては、大蔵省の銀行局長も、それは保証協会の保証でやらせるといふ、私はそれは形式になつていふと思ふのです。そういう制度、方法をおとりにするならば、ほんとうにそれが中小企業に流れていくようにしなければならぬ。ただ、そういう取り扱いをするというところだけではどうにもなりません。これは関連してくるものは保険公庫であり、保証協会というものは関連が出て参るので、それを強めていくといふことではなければ、ほんとうに中小企業の緩和に買オペは役立ってこないと思ひます。單なる御答弁ではなくて、実情を十分調査されて、そしてほんとうにそういう方法が生かされていく、こういうことをこの場合特に御留意願ひたい。

○佐藤国務大臣 今の中村さんの御指摘の点、実は私も非常に氣になつておりました。たとえば地方銀行等の中小企業向け金融のワケを幾らに設定したとか、あるいは買オペを幾らするとか、その資金がふえる、こういうことを実は計画をいたしましても、総体の計画ができて具体的な問題が解決しないといふ困る、こういうことで事務当局もその点を指摘し難をさして参ります。おりますが、なかなか十分の実情がつかみにくい。ただいま特にその点についての御指摘がございました。今後一そう努力して参るつもりでございます。

○中村(重)委員 次に、中小企業信用保険法の一部改正について御質問いたしますが、今度中小企業者という新たな

制度をお作りになるわけですね。これは説明には書いておりますが、この小企業者はいわゆる小口保険というところになつて参りまして、これを適用するといふことになつて参りますと、例の包括保険の第一種であります、これと併合はできない、その額は五十万円を押えるといふことになつておりますね。ところが第一種と第二種は、これは制限はありません。一方は七百万、一方は五十万円ということになりますね。これはどちらにもいづれも適用できる。ところがこの小口保険だけは七十万円になるわけですね。二十万と五十万でございませうから七十万円になるが、これは五十万で押える。これはどういふわけですか。

○大堀政府委員 これは、御指摘の通りに、現在の第一包括保険が五十万、第二種保険が七百万、これは御指摘の通りに並列になつてゐる。今回の小口保険を別に三本建にするといふことも考え方としてはあり得るわけでございます。私どももそういう保険についてはいろいろ内部において大蔵省その他と折衝をいたして参つたわけでございますが、結論をいたしましては、大体小口保険、この第一種包括保険に入つてゐる平均が二十一万円ぐらいになつてゐる現状でございます。大体二十万という限度でございます、少なくとも平均でございますから半分以上の方はこれに恩恵を受ける。一つの保証としてはこの程度の、小規模事業者の方には大体二十万程度を利用されるのが一般ではないか。七百万の第二種保険を利用されることはほとんどケースとして少ないのではないかと。二十万とえた場合は五十万までは第一種保険を

利用できるということで、これは理論的にこれではなければならぬといふことはないのでございませうけれども、話し合ひの結果、今回はそういう措置で實際上大体適当にいくのではないかと判断をいたしました。内ワケをいたしたわけでありませう。特に理論的にどうだといふことはございませう。

○中村(重)委員 どうも今の御答弁では私は実情に沿わないと思ひます。特に小口保険と第一種包括保険ですね。第一種と一緒に保険をつける場合にこれを押えるのだといふ。これは生業から企業にしていかなければならぬ。それを第一種と第二種は制限がなく、特に小口保険の場合にのみ五十万程度で押えるなどといふことは、何のためにそういうことをおやりにならなければならぬと。特に理論的にどうだこうだといふ。そんなことでは私はだめだと思ふ。チェックする必要はないやありませんか。

○大堀政府委員 これは実は私もさういふ考えでおつたのでありますけれども、予算の折衝の段階で一応内ワケでスタートしようといふことで、今回はやむを得ない。ただし二十万円以下につきましては、運用の面でむろん保証率は二割ほど低くしてございませう、実際の面では物的担保は全然とらないで、これについては簡便な方法で保証をするという扱いをしてゐる点でございませう。格段の配慮をするようにということで、今回それで一つ御了承いただきたいと思つております。

ては、無担保、無保証は零細企業にとつて最も大切なことですね。私はこの点をいつも強調いたしておりましたが、この点はつきり、この場合はそういう政策的な方法をおやりになりますか。この小口保険制度を作ったということは、そういうところにほんとうのねらいがあるのだ、こういうことですね。

○大堀政府委員 物的担保はとらない、それから貸付の方法につきましてもできるだけ窓口で迅速、簡便にやる、方法は保証協会によって多少異なっておりますが、その趣旨におきまして、たとえば銀行の窓口で貸付と同時に保証契約するといふふうな扱いでいくように、簡便な方法をとるといふことで、ただ保証の点につきましては、人的保証は一般に保証人という制度がございますが、運用の面では十分考えていきたいと思つております。これは一種の金融機関でございますので、その点はやむを得ないと思つております。物的担保は一切とらない、こういう考え方でおります。

○中村(重)委員 大臣のこの法律案の説明の中にも、迅速にやるのだ、こういうことが書かれておりますが、私はこの前にも指摘いたしました、今日零細企業者というのは、保険料あるいは借り入れの場合の——将来の額じゃないのです、もう今すぐ金がほしいのです。これには格段の留意をなさねば、これに時間がかかってきたというところではどうにもなりません。ですから、特にこの小口保険制度というものをお作りになり、零細企業の金融対策というものに政策的に取り組んでいこうとするのだとおっしゃるなら

ば、今おっしゃったように、ただ物的担保を取らぬ、こういうことだけでは私はどうにもならぬと思う。特に迅速ということは、今までは手続の面においてこういうことであつたのだ、期間もこのくらいかかっておつたが、手続はこういうふうな簡便にやるのだ、それから期間はまずこの程度で縮めていくのだ、そして零細企業者の要求しておる金融の万全を期していくのだ、こういうこともつと積極的な、この制度の上に立つてもつと政策的な説明がなければならぬと私は思う。ただいまのような答弁ではなしに、もつと何かあるべきだと私は思うのでありますが、この点に對する大臣の見解を。

○佐藤國務大臣 ただいま中村さんの御指摘の通りの趣旨で今回新しい制度を設けたわけでございます。これは手続も非常に力を入つたものでございまして、前回の中小企業対策等を考えました際に、この種の道を開かないと真の金融は生きないのじゃないか。先ほどは二十万という金額について御不満があらうようございまして、これは私も二十万じゃなしに、あるいは三十万、その程度でどうだろうと、いろいろ実は折衝いたしたのであります。どうも内閣の事情などをお話してまことに恐縮でございますが、今回とにかく新しい制度で発足いたしますものから、その金額の決定等も、一応二十万でスタートし、またその手続も簡便にする、人的保証は必要だが窓口でも貸せるように一つやろふじゃないか、こういうところで、金額の少額というのもそういう点で折り合ひが実はついたわけでございまして、これは中小企業、ことに小企業者に対する

する特例として今回試みたものでございます。これがもし成績がいいようございしますれば、さらに範囲を拡大していくといひますか、金額を引き上げるといふことも当然将来考へなければならぬと思ひます。この種の金融は、いわゆるコマース・ベース基準の融資としてはちよつと画期的なものじゃないか、こういう意味で、ただいま御指摘の通りに、私もこの運用に非常に期待をかけておる次第でございます。そういう意味でこの上とも御鞭撻をお願いしたいと思ひます。

○中村(重)委員 今大臣がこれを拡大をしていく、こういうこととございまして、この点はつといたしまして、この新しい制度をお作りになると、制度の一つのワクの中にはめられてしまふのです。一から四まで、小企業者といふものはこういうものだ、このワク内に入る小企業者といふものは、あなたは小企業者であるからといふので、この二十万、最大限の五十万、そういう規制の中に閉じ込められてしまふ、こういう形がえてして起ころう、ちなんです。ただいま大臣はそういうことがあつてはならぬ、こうおっしゃるのです。ところがやはり資金ワク、保証のワクといふことでずっと押えられて参りますと、勢い窓口の方ではそういうことをやらざるを得なくなつて参ります。私もその点を警戒するわけですから、この制度をお作りになつたといふことは、ただいま大臣の積極的な答弁を聞きまして、私は了としたし、その積極的な答弁は、今私が申し上げましたように、これに閉じ込めるのではない、これを拡大していく、こういうたよりな考え方の上に立つ

てこれを運用してもらふのでなければならぬ、こういうふうに思ひます。それから、最近設備近代化と中小企業の国地計画といふようなことで非常に資金量が大きくなつてきておるわけでありまして、これに對して今の第一種、第二種の包括保険制度といふものでは間に合わないのじゃないか。何か新しい制度を一つ考へなければならぬのじゃないかといふことを私はこの前申し上げたのであります。それに対しては、次の通常国会では新たなそういう金融の制度を考へるのだ、こういうたよりの御答弁があつたのであります。今度は小さい小口保険という制度は作つておりますが、私に答弁なさつたのはそういうことではありません。

新たな構想で、設備近代化、設備が非常に大きくなつていく、国地計画といふものは積極的に行なわれていく、これに間に合ふようなものでなければならぬ、今なくなつておられます融資保険といふようなことではないけれども、何かそういうものに合ふような新しい制度が考へられておるといふことであります。その点はどうかとておりますか。

○大堀政府委員 ただいま中村先生御指摘の通りに、現在の保証協会の限度は、個人で第二種の七百万円が限度になつておりました、それ以上のものについては、団体の場合は一千万円が限度になつておりますから、現実の問題としては、やはり設備近代化が進められますと、それ以上の一千万、二千万といったような設備について保証制度を適用する必要がある、私もさうに考へまして、昨年来、設備近代化保

險制度といふものをこの小口保険制度と同時に本年度から実施したいといふことで、各保証協会との調整と同時に、大蔵省と財源面、制度面の問題について協議を進めて参つたわけでありまして、実は、御承知のように、以前に金融制度調査会の議によつて融資保険制度が廃止になったいきさつがございまして、その融資保険制度と設備近代化保険制度は違つたものである。前は運転資金もやつておりました、また銀行が一方的に審査してやるという形になつたために、選別的な保証、保険が行なわれて、これが相当赤字を出したといふふうな問題もありましたので、今回の設備近代化保険は、さういふものでなく、公庫において事前審査を十分やつて、しかも設備資金だけでございまして、運転資金と違つて危険率も少ない、そういうことで設備近代化保険を実現したいといふことで、私としては努力をしたのでありますけれども、はなはだ申しわけないのでございまして、金融制度調査会との関係もいろいろございまして、大蔵省の方がなかなか最終的に同意を与えないものですから、今回はこれを見送りました次第でございます。私としては、やはりそういう必要性があると思ひまして、今国会に提案できませんことは申しわけなく思つておりますが、引き続き検討して実現したいと思つております。

○佐藤國務大臣 あるいは今の堀君の答へで、中村さん御了承かと思ひますが、私も今一番悩みに思ひますか、対策をいろいろ練つておりますものは、やはり中小企業基本法につながるものでございまして、十分実

態を把握いたさないと、金融の問題にいたしても十分の効果を上げ得ないのじゃないか。今回の小業者に対して金融の道を開いたというのも、ほんとうに暫定的な措置ですか、当座の処置としてのものであります。先ほど来議論になっておりますように、金額が不十分であるとか、あるいはもっと手続も緩和の方法はないかとか、いろいろお話をさせていただきます。またさらに、その他保証協会の限度にしても、それを限度にすれば近代産業に合わないのじゃないか、こういうような御意見もおありだろうと思っております。ことに生産部門と商業部門等ではいろいろ事情が変わっております。そういう実態も十分把握することが必要だ、そういう意味で、これは絶えず検討を続けて参るつもりでございますから、そういう意味におきまして、いましばらく時日をかしていただきたいと思います。

○中村(憲)委員 大臣の時間の都合があるようでありますから、この程度で質問をとめたいと思っておりますが、いろいろ質問をいたしましたように、中小企業の問題は非常に議論される。ところが、実際の施策面になつて参りますと圧縮されてきて、積極的な振興の方向に一向向かつていかないという点があるかと思ひます。議論は非常に強調される。もう前向きな姿勢でもって積極的に中小企業対策を抜本的に考へられるという期待を中小企業段階にも与へ、国民にも与へてゐる。なるほど佐藤大臣が就任されてから中小企業対策関係が、予算にいたしましては相当増額されつつあるということは認められます。今年度も二倍程度になつております。しかし、総額は九十一億で

す。予算全体の中で占める割合は〇・三%です。この点から言へば、中小企業対策というものがコマ以下に扱われていることは、大臣といへども否定できないだろうと思ひます。しかも、普及員なんかにはいたして、農業関係の普及員は旅費が出るのです。ところが、普及員というものは、手当の中からみずから旅費を出している。ある商工会におきましては、普及員の手当がほんとうに普及員の手当になつていないで、一般の事務費に使われているといつたような傾向もある。こういう制度をお作りになるけれども、それをほんとうに生かすといふこと、これをより強化して、こういつた意欲というものが現れない。中小企業庁としても、一つの法律を作り、一つの制度を設けたら、それがどう生かされて運営されておるかといふことに対してもっと責任を持つてこれを監督し、指導していくといふことではなければならぬと私は思ひます。今の二つの法律の改正に伴ひまして、いろいろ不満の面はあります。もっと積極的に中小企業金融対策、中小企業金融緩和をはかつていくといふこと、振興対策を講ずるといふことが最も必要である。大企業と中小企業との格差を縮めることである。零細企業対策は、生業からほんとうに名実ともに企業という形に進んでいく、こういうことにならうかと思ひます。このことが今後議論されているように、施策面に直ちに生かされていくよう格段の御配慮を強く要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○早稲田委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 もう時間もありません。

ので、最後に簡単に二、三お伺ひいたしたいと思います。

そのまず第一点は、商工組合中央金庫法の第六と八条との関係の問題でございます。これは先日当委員会内で田委員も若干問題にせられたところでございますが、法律を見ても、商工中金の資本金が幾らあつて、そのうち政府出資が幾らで、民間出資が幾らか一目見ただけではわからないようにできています。それは計算ができないという法律があるのでしょうか。改正ごとに六条の一、六条の二と入れていくのですが、これは毎年資本金をふやせば三、四とふえていつて、しまひには六条の三三八といふようなものをこしらへるつもりですか、お伺ひいたします。

○大堀政府委員 先生御指摘のようには、実はこれは古い法律で、毎回一項ずつ加えて資本金の総額ははなはだ不体な形になつておりました。この点につきましましては、農林中金の方も同じような形をとつており、最近の新しいものは違つた形をとつておるようでございますが、今後法制局と十分御相談して検討させていただきますと思ひます。

○田中(武)委員 これは気がついたら直したらどうです。あなたの方で直すことをはつきり約束ができませんければ、ここでわれわれ修正を出します。議員修正として一条ではつきりわかるように書き直しをやりたいと思ひますが、その点どうですか。

○吉田政府委員 ただいま立法の形式の問題についての御質問でございますので、法制局の考え方を申し上げたいと思ひます。

第六条で資本金の基本的な規定を定めて、昭和十八年に第六条の二の規定を設けて資本金の増額について一条を起して規定するといふ形を設けましたのに従ひまして、戦後も、昭和三十年以降、第六条の三から始まりまして、今回に至ります第六条の七まで、同じようにして改正をして参りました。ただいま田中委員の御指摘のように、形式としてははなはだ望ましくないうといふようなお話でございますが、従来そういう形式をとつておりますので、今回特にその形式を改めるということの格段の理由もございませんで、同様の理由も第六条の七として、同様の形式を踏襲したわけでございます。先ほど御指摘の通りに、これを計算しなければ資本金の額がわからないではないかというお話でございますが、これは、計算をしていただきました。政府の出資の額のみでございまして、民間出資の額は、それを含まれて商工組合中央金庫の定款で規定しておるようなわけでございまして、その定款の規定は、商工中金法の第五条に、定款の記載事項をあげて規定してございまして、その中で、第七号に、「資本金額」といふ文字を掲げております。これで、定款で、現在の資本金の額がはつきり示されておるわけでございますが、確かに立法形式として望ましいものは私も決して考へておりませんが、にわかにも決して改めるほどの必要も感じませんで、したがって、今回も第六条の七で同様の改正の形をとつたわけでございまして。

○田中(武)委員 きようは採決に依りますつもりでおるのですが、その答弁では、きよう採決できませんでね。直

すのか直さぬのか聞いておるのです。直す気がなかったら、私はここで修正案を出します。一条でできるのです。第六条は資本金、第八条はそのうちの政府の出資金なんです。だから、一条で、二、三行で現わすことができるのです。そして出資のたびに、前のやつを消して次のやつを入れるようにすれば、「一〇一」、「一〇二」、「一〇三」なんて書かなくていいのです。特に積極的な理由がないからと言ふが、こんな不細工な法律を作つておられるね。そんな大へんことを言ふなら、もう一度修正するかしないか、どういふふうに、いつ書き改めるかはつきりしない限り採決はできない、こういうことになりまして、どうでしょうか。

○大堀政府委員 先生の御指摘、まことにどうもとてもでございますので、一つ次回にはこれを直しますように、法制局と相談いたします。

○田中(武)委員 今の長官の答弁のうちに、これは次に増額になるからぬかにかかわらず、はつきりとした法律体制、スマートな条文にしてもらいたい、そういうことを申し上げておきます。

それから、この出資金であります。最初設立のときには一千万円で、民間五百万円、政府五百万円、こういうことで出資して参りました。ところが今日では、民間出資の割合に比べて政府出資がほとんどふえてきておる。従つて、最初の設立当時の商工中金のあり方、ことに資本金は半々でいくのだというのがだいたい修正せられてきておると思ひます。こういう点について

て、きのうも他の委員から若干質問があったと思いますが、商工中金の性格として、いかにあるべきが理想なのか、いわゆる最初の出発点のように五〇・五〇で、民間半分、政府半分、こういうのが理想の姿であるとするならば、むしろそこへ持っていくべきじゃないか、民間出資の寄らないのにはいろいろ原因があると思う。民間出資が少ないということが商工中金の利子に關係してくる。そういうような点をにらみ合せて、今後どう持っていくかとするのか、その点商工中金のあり方としてはどうあるべきなのか、これはむしろ大臣の答弁を要求いたします。

○佐藤国務大臣 商工中金は農林中金とはだいぶ事情が違っておるようでございます。昨日もお答えいたしましたように、これは半官半民で進めたい、かように考えております。半官半民だと申すと、大體資本金は半々、これが適當なところでございます。しかしながら、そういう率に必ずしもとられるというわけにも参りません。そのときの金融情勢等で政府資金の方が多くなる場合の方が多いだろう、民間資金が政府資金より多くなるということとは、金利の關係から望ましいことではございません。そういう意味の不均衡は生じまして、一応半々という原則で進めていくのがいいのじゃないか、かように考えております。

○田中(武)委員 最初から半々でやるのだ、こういうことで出発したら、そういう性格は守るよう努力すべきじゃないかと私は思っています。ここに北野理事長が見えておられますが、民間出資をふやすという点についてどういう努力をしてこられたか、またしよう

としておられるかということ、それから出資に対して、政府出資に対しては幾ら、民間出資に対しては幾ら——政府出資の方がたしか多いと思うが、配当はどうしておるか、そういう点について……。

○北野参考人 前から申し上げるまでもなく、田中先生もよく御承知なんでしょうが、元來この商工中金は共同組織でございます。平たくいいますと、政府と中小企業団体とが一緒になつて作った銀行でございます。こういう性格を当初から持っておるわけでございます。そこで、出資につきましても、不文律といいますが、法律に規定はございませんけれども、政府出資一に対して民間出資も一、いわゆる半々という線をいつも目標としながら進んでいく、こういうことで今まで進んでまいりました。

ところで、いろいろ政府の財政の都合もございまして、また経済界、特に中小企業の団体の状況もございまして、そこで最近では、特に私が理事長になりましてからも、すでに数回にわたつて利下げをいたしました、そのつど政府の出資をいただきました、これを財源の一部にいたしました、それに加えて、いわゆる商工中金の自己努力によりまして利下げをやつてきたわけでありまして、そして、その關係からいたしまして、どういたしまして、最近では政府出資の方がふえてきて、民間出資がなかなか追いつかない、こういうきらいがあるのでございますが、それを一挙に回復はできませんから、やはり二年あるいは三年かけてだんだん追いつく、こういうことで組合の協力を求めてきたわけでは

それで、御承知のように、現在政府出資が五十七億強、組合出資が三十三億強、現在すでに二十四億の違ひがあります。これが三月初めには組合出資がまた十億ありますので、これが一応十四億の開きになるわけなんです。ところが、今度の法律案が御決定いただきましたと、さらに政府の方は二十億ふえてくる。そこでまた三十四億の違ひが出てくる。こういうことになりましたので、組合出資の方は追つかねられながら、しかも所属団体のいろいろな情勢からいたしまして、許す最高限の範囲内において増資をやつていただくように呼びかけて参りました。平たくいいますと、ぜひ政府もこうして出資をして下さつたのだ、それについては組合の方もやはり一つ努力をしていただいて、なるべく早く追いつくようにしようじゃないかということと協力をお願いして参りました、今までのところ順調に來ているわけでありまして、そういうことで、近ごろの中小企業界の一般情勢からいたしまして、先ほど中村委員から御質問もございましたが、やはり政府の出資にかなり依存しなければならぬ、こういうことがございまして、組合出資が追いつくということもだんだんそのテンポがぶつてくるおそれがございます。そういう点は今後とも御相談しながらやっていきたい、こう考えております。

なにお配当の問題でございますが、組合出資に対しては、現在年五分の配当をいたしております。これはまだ配当が少くないというふうな意見が組合から出ることもございまして、しかしこれは共同組織の本質からい

しまして、それだけ配当をよけいとれ、また回り回つて利下げがむずかしいということにもなるわけでございます。それから、これもよく申し上げまして御理解を得まして、五分の配当を大体持統していく、こういう方針でございます。なお、法律の規定によりまして、政府に対しては今のところ無配当でございます。

○田中(武)委員 時間がございせんので、しほつて申し上げますから、それぞれ適當な人から御答弁をお願いしたいと思います。

まず第一点ですが、北野理事長も申しましたが、商工中金は政府機関一〇〇％ではないけれども、他の政府機関の中小企業關係の金利に比べてまだ高い。これをどうやって引き下げようとする努力を当事者並びに政府は考えておられるかというのが一点。

もう一つは、いわゆる経済の調整政策といいますが、金融引き締めのために——前にこれは当委員会、大臣もそういう政策ではあるが、中小企業のために特に年末融資もふやしたのだ、だから基本線からいへば、中小企業には基本線をはずしてまでワクの増大を考へてやつたのだという話があったと思うのですが、何かつたところでは、親企業が金融引き締めのために、支払いが現金から手形になり、手形がだんだんと長期のものになってきておる。こういうことも事実なんです。そういう長期手形というところに、結局は大企業でなく、金融引き締めの結果は、手形の長期化という形で中小企業に來ておるわけです。そういう長期手形について、これを現金

化するために一体どのような措置を今講じておるのか。

それから、公取の委員会には、今日の長期化した約手の問題について、下請代金支払遅延等防止法から見ても、どういう状況にあるのか、どういう調査をしたのかという点をお伺いいたします。

それから、先ほど中村君もちょっと触れていたようですが、保証協会の保証に限度があるということで、今日中小企業の設備近代化ということをよく言われておるが、この保証制度によって設備近代化のための金を借りるといふのは限度があるから、設備近代化といふことについては、政府機関である金融機関の役割はそれより大きいと思う。従つて、保証協会で設備近代化のために保証をしてもらうというの、現在全体の二割足らずだと思つて、これについて、設備近代化とあわせて保険制度、保証制度をどのように考えていくかということをお伺いしたい。

最後には、山本さんに変なことを伺うようですが、今までの理事長を総裁にするということなんです。総裁と理事長とどっちがえらいのか知りませんが、給料も上がらない。一緒だ。ただ公庫というのは大體総裁だから総裁にするのだ、こういうことであります。が、どうですか。理事長から総裁になつたらやはりいいですか。これは総裁ということで全部そろえるのだというので改正が出ています。あまり総裁を作ると池田さんも気を悪くすると思つてお答えを願います。

○大塚政府委員 私から私の關係事項だけお答え申し上げます。

最後には、山本さんに変なことを伺うようですが、今までの理事長を総裁にするということなんです。総裁と理事長とどっちがえらいのか知りませんが、給料も上がらない。一緒だ。ただ公庫というのは大體総裁だから総裁にするのだ、こういうことであります。が、どうですか。理事長から総裁になつたらやはりいいですか。これは総裁ということで全部そろえるのだというので改正が出ています。あまり総裁を作ると池田さんも気を悪くすると思つてお答えを願います。

にならぬと思う。しかも今日は自然増収がかなりある、こういう状態でありますので、この登録税の減免について再三再四にわたって当委員会においてこれが取り上げられた。しかし、今日までほとんど実績は上がっておりませ

ん。また中小企業庁がこの問題に對して大蔵省と一体どの程度真則に取組んでいられるかどうかということもわかりませんし、自民党の中小企業関係の諸君が、党から政府に對してハッパをかけておられるかどうかともわかりません。これは一つ大臣の決意によつて、少なくともこれを真則に大蔵省と交渉するというくらいの決意を示してもらいたい、こう思うのです。

○佐藤國務大臣 大へん実情にうといふこと、ただいま御指摘がございまして、大へんけっこうな御指摘だと思ひます。私も最善を尽くしていききたいと思ひます。

○松平委員 それからもう一点、これは検討を要したいと思ひます。それは保險公庫に關する法律は、保險公庫法と保險法という二本で成り立っております。今までの政府の提案の公庫というものは、公庫法は実体法と組織法というものが一本になつておる、國民金融公庫にいたしましても何にいたしましてもそうですが、そこでその他の手続に關しては、業務方法書によつて行なわれておるというのが法律の建前になつておる。ところが、保險公庫だけは二本の法律からできているといふことで、これは非常に複雑なんです。従つて、これは適当なときに検討してもらつて、公庫法というものがあれば、それに右へならえをするような、そういう法律体制ができるのかできないのか、これを検討をお願いしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 ただいまの点は検討させます。

○早稻田委員長 他に質疑はありませんか。——ほかに質疑の通告もありませんので、ただいま議題となつております。両法案に對する質疑は、これにて終了いたしました。

○早稻田委員長 引き続き両案の討論に入るのではありませんが、討論の通告がありまので、直ちに採決いたします。

○早稻田委員長 引き続き両案の討論に入るのではありませんが、討論の通告がありまので、直ちに採決いたします。

等の関係で、調査費とか手数料とかいうことも、利子として利息制限法できめておる。そんなことを問題にしたことがあるのです。政府ないし公共自治体の資本によつてやつておる保証協会がそういう調査料をとるのはどうかと思ひますが、そういうことを聞いておりますので、一応よく調査して実態を知らせてもらいたい、こう思ひます。

○早稻田委員長 次に、通商産業の基本政策に關する件及び経済総合計画に關する件について調査を進めます。

○久保田(豊)委員 私は、國の貿易政策といふことが、通商政策の長期にわたつた根幹について少しく御質問をいたしたいと思ひます。と申しますのは、御承知の通り、国内では昨年度までのいわゆる設備投資の行き過ぎから御承知のような状況になつて、現在のところはおそらくは國際收支のバランスを回復する、こういうことに政策の総合的な總重点を置いて、設備投資の抑制とか輸出の増進とか輸入の抑制というようなことを一生懸命やられておるわけなんです。しかし、最近また日本を取り巻く國際情勢といふものは相當に大きく変わつてきておる。その変わつてきておることも、これは單なる一時的な、いわゆる景氣變動的な変化ではない。ある程度世界の經濟の仕組みそのものが相當に変わつてつある、こういう時期でありまして、ところが、私も外から見ておりますと、政府の施策は當面の景氣調整策、つまり國際收支

の改善策といふものだけに重点を置いて、その次の見通しははつきりしないやうなうらみがあるわけです。もちろん、政治といふものは日々出てくる現象をうまく処理していくといふことが一番根本でありまして、それは、もつともだと思ひます。しかし、同時に、今日のように國際情勢が急変をし、しかもそれが單なる表面上の変化ではなくて、構造的な変化を遂げておるといふときには、これに即應する國のいわゆる基本政策、長期の基本政策といふものがあらゆる面を検討されねばならぬ。特にその面で日本としてこれから經濟的に見て一番大事な問題は、貿易構造を地獄的に、商品的に、国内の變化、國際の變化にとらみ合せてどう長期的に立ててくるかといふことが一番基本の問題だ。こういう点の検討がされておらなかつたために、ざつとばらんに言いますと、池田内閣のいわゆる十一年の所得倍増計画の初年度の、しかもその半分くらいのところまで早くもその十一年計画がつぶれてしまつた、あるいはつぶれるとまで言われないまでも、くすねざるを得ないといふやうなことになるというふうに私は考へておるわけです。そういう点で、これは政府としてはどういふふうな問題を立てておるのか。特にこういう問題の長期の見通しを立てる、あるいは政策を立てていくのは、私はやはり今日の政府の機構の中では經濟企画庁だと思ひます。經濟企画庁としては、そういう点についてどういふ反省をされ、あるいは今後の長期の見通し等をどういふふうに検討を始めておるのか。あるいは作業を始めておるのか。私は、具体的にだんだんお尋ねをしたいと思ひます。

○藤山國務大臣 お話しのうちに、現在世界の經濟的な状況といふものは非常な大きな變動を申しますか、變化の時期でございまして。従つて、これに對應して参らなければならぬことは、日本の長期計画を立てます上に當然のことでありまして。従つて、政府が十年のいわゆる成長計画を立てますときにも、むしろそういう問題について十分の配慮をしつつあることと當然でございまして。しかし、當面、昨年来の非常な行き過ぎを調整するといふことのために、特に輸出貿易の振興といふのに現在重点が置かれておりますので、お話しのように、何かそれについて若干施策がなされておる、あるいは考えが足りぬやうなふうにも見られる点があるやうかと思ひますが、しかし、當然、日本の經濟をどこに持っていくか、またどういふふうにして十年間の——あるいは二十年と申してもよろしいかと思ひますが、考へて参らなければいかぬと思ひますが、問題は、要約して言いますと、私は二つのあるのじやないかと思ひます。一つはヨーロッパにおきますEECが、むしろ政治的な背景を持つて出たものではございまして、それから、經濟的な面におきます同様の速度といふものが、普通に考えましたより非常に早くあつた。あそこまで早くいふは、おそらく多くの人は考へておらなかつた。それがあれだけ固い形になつて参りますと、これはもう當面すぐに

○早稻田委員長 お静かに願ひます。

○田中(武)委員 保証協会が保証する場合に調査をする。その場合に調査費といふものを取つておるようですが、これは去年の当委員会で相互銀行の問題を組上げたときに、利息制限法

今後の経済の上に現われてくる。しかもそういう現われが強化されてきます。それに対応して他の国々におきましても、そういうことを考えざるを得ないことになってきた。

〔委員長退席、内田委員長代理着席〕

でありますから、たとえばソ連が鉄のカイテンの中の国の経済を一つにまとめる。アメリカが中南米を中心にして一つのブロック的な考え方をまとめていく。こういうようなヨーロッパ以外の国においても、やはりそういう傾向が一つ出てきております。おそらくこれは具体的な現われとしてまだ経済発展の段階は非常に進んでおりませんけれども、アフリカあたりはやはり一つのアフリカ経済というような形が現われてくるのではないかと。一概にAAGループと申して、東南アジアなりあるいは中近東なり、アフリカを含めてAAGループという形で一応政治的にもあるいは経済的にも現状においては言われておりますけれども、アフリカあたりは、私はあれだけの独立国ができてアフリカという一つのまとまった形になって参りますと、これの共通の経済問題というものは、将来この経済が発展する段階においてむしろ出てくるのではないかと。そういうふうに見ております。こういうものにどうして日本が対処していくかということが、一つ大きな問題だと思ひます。

国との間の経済関係の調整というものが、私は一つの大きな問題であると思ひます。そういう面はすでに先般私がガットに参りましたときにも出ておるのであります。いわゆる低開発国の第一次産品というものを、先進国が関税の降壁を撤廃して受け入れるべきじゃないかという議論も出ておるわけでありまして、これは大きな経済という意味から言えば、当然農業も入るわけでありまして、先進国における農業との関連をどういうふうに解決していくかという問題は一つの大きな問題であります。日本の経済の将来の運営においても、そういう面から国内経済全体の体制というものを整備し、あるいは改善していく、それに対応するという方向に持って参らなければならぬことが出てくると思ひます。ことに、御承知のように、国連におきましても、あるいはガットという国際会議におきましても、新しく出てきております国の数は非常に多いのでございまして、もし票数で争うといふと、たゞし、それらの国の力は相当に強い影響を持つわけでありまして、ですから、そういう点の調整のことを考えて参りますと、日本の経済自体の問題についても、そういう状況に対処して参らなければならぬこととはむしろ考えられることであります。こうした問題については、少なくとも将来の計画を立てます上において念頭に置きまして、日本のそういう情勢に対する産業の構造改革と申しますか、あるいは対応性と申しますか、そういうものをどうしてスムーズに考えていくか。これが急激に変化をいたしますことは、日本のような二重構造がすでにあります

すところにおいては困難な問題を起こす、またこれを放置しておきますれば、その移り変わりに適当なことではない。そういう点については、問題を拾い上げますことは私も比較的簡単だと思ひますが、それに対する対応策となりますと、各般の影響が出て参りますので、よほど慎重に十分な検討をしながら、しかもある程度時間的な過程を経て、それらのものに対応するような処置を長期にわたってとつていかなければならぬ。久保田委員のお話のように、重大な問題がそこに横たわつておると考えておるわけでありまして。

○久保田(豊)委員 今のお答えで相当お考えのようですが、たとえばEBCの問題にしましても、これは四年前から始まっていることです。ところが今までは、日本でも、経済界でも、まして政界では今までの問題がほとんどネグレクトされてきた。ほとんど視野の外に入つていない。今度EBCがいよいよ第二段階になるといふときになって、今一つと見ますと、政府の方でもさうだし、財界の方もあわ食つていろいろやっている。しかし、あの中に出てくるのは常識的な結論だけであつて、EBCを中心にして、国際的に西欧資本なりアメリカ資本がますます企業合同してくる、企業の規模が大きくなる、あるいは設備の大型化がどんどん行なわれてくる。従つて、それに対してこつちとしても大いに企業合同をやらなければいかぬとか、あるいは設備投資をやらなければならぬといふ国内的な対応策というふうなものも、ようやく今ごろあわ食つて議論になつておるといふところではないですか。こういうのが今の実情だ。政府

の方としましてはどうかというところ、アメリカの方の状況がEBCとの関係はさうなるからというので、これに對して、どつちかというところと手先のあれがいろいろ行なわれておる。また同時に、EBCに對しても、さういふふうな対応しなければならぬといふことである。さういふ出で参ります。しかし、今後の大勢を制するような、あるいは態勢に乗れるような日本の政策があの中に盛り込まれておるかというところ、私は何もないように思ひます。もちろん、策を一つ一つ積み上げていくことが必要であります。が、それだけで今日世界の構造的に變化してきていくものに対して日本が立ち向かつていくのかというところになると、私は乗れないように思ひます。しかも、国内ではいわゆる所得倍増計画が行き過ぎまして、三年間十兆円のとまあ設備投資が行なわれた。その内容は大体重化学工業を中心にして、それに非常にウエートが置かれておる。これはやはり設備投資といふものです。工業発展の基本原則だと思ひます。その方向がだんだん強くなつてきている。商品的に見ますれば、日本の輸出の構造といふものは、重化学工業中心に変わつていかなければならぬ。しかも、日本のように国内において鉄鋼資源なり、原料なりあるいはエネルギーがほとんどないという国においては、国内におきましてさういふ設備なり工業なりを、断層を持たずにすらすらとつと伸ばしていく、つまり安定成長といふものです。さういふものを確保していくには、どうしてもこれに要する原材料なりエネルギーの確保ということが必要である。

さういふふうなことから見てみますと、今政府は十年計画を立てておるが、いわゆる十年計画といふものは非常に矛盾したものを持っていると思ひます。きのうも佐藤さんにお聞きしたのであります。これから日本の貿易政策をどうするのだと言つて聞いたところ、これは何と申してもアメリカを一番中心にして、これに對する輸出の増進をはかるのだ、その次はEBC下におさまられていく欧州に重点を置き、あとは東南アジア、ソ連の方も一生懸命にやります、さういふあれです。ところが、政府の例の長期計画の七十年度の計画を見ますと、貿易面はやはりアメリカ重点です。それからヨーロッパ、アジアないし低開発地帯といふものは、むしろ量的には減つておる。共産圏については、なるほど伸び率は一番大きい。しかし、その際日本の輸出貿易の中でのシェアというものはわずかに五割台である。総額にして九十三億ないし九十四億で、輸出貿易の規模の中で共産圏貿易はわずかに四億ちよつと、さういふ計画になつております。言ふことと計画が違つておる。池田さんは何と申しているかといへば、目先のあれではないかといふ思ひ違ひがあつた。だから、さういふ間違ひは直します。しかし、基本計画は変えないといふ。いわゆる高度成長政策、つまり所得倍増計画の基本はあくまで正しいから続けていくといふ。さうして、さすがにこのごろは経済はおれにまかせろとは言わなくなつた。今までの調子は、経済のことはおれに全部まかせろ、おれは経済の神様である――半年先のことがわからぬやうな神様では困るわけだ。半年先もお先

まつ暗というよりなたよりない神様はないと思う。そういうことは別にしまして、もつとまじめな意味で、政治的な要因を離れて、国内で三万年間に十兆円の設備投資が行なわれている。これは明らかに行き過ぎです。できたものはつづすわけには参りません。これをやはり出発点にして、新しい構造改革に善処しながら、発展の方向をにらみながら、もう一度こういつた点を根本から建て直す。その一番重点は何かといえは、やはり貿易構造というものが日本の立場から見ても商品別にどう変わってくるか、あるいは地域的にどう変わってくるか、それを世界の大きな貿易圏といえます。今お話しのように、世界に大きくは共産圏というものが一つ。それから北米、つまりアメリカを中心とした経済ブロック、それから欧州を中心とした経済ブロック、その三つのものが総合的にいろいろ相争っている地域が低開発地帯、こういうことになるかと思ひます。そういう中で、日本は地理上の関係その他から、欧州やアメリカやソビエトみたいな、みずからここでいわゆるブロック圏を持つ条件というものは日本の周辺にはない、これは私が言わなくてもおわかりだろうと思ひます。低開発地帯、東南アジアといえどもこれはない。これはまた同時にそういうものをかきにかかえてみたところが、日本の現在の経済の実力では、かりにかかえ得るとしても、これをまかなっていくだけの余力はまだないと思ひます。こういう点から見れば、こういう全体の世界的構造的变化の中で、日本の国内における貿易政策の方向をどうするのか。さらにそれを保障していく

わゆる貿易政策、こういつたものを総合的ににらんだ再検討、その上に立つて本年度の政策はどうあるのか、来年度はどうあるのかというところでなければならぬと思ひます。非常に意見が多くなりましたけれども、それができていないと思ひます。非常に不安を感じるの、たとえばという非常に問題を経く抜くようですが、たとえば政府の三十七年度の経済見通しと運営の基本態度というものが、政府の予想通りにいったとして、三十八年度はどうするかという問題がもつとシリアスな形で出てくると思ひます。と申しますのは、私がこどもでもって具体的にお聞きしたいのは、三十八年度の国際収支の見通しはどうなるか、私は少なくともこういう問題があると思ひます。これは輸出が予定通り四十七億ですか、輸入が四十八億に押えられるとしても、この見通しによりまして、三十八年度当初の政府の外貨手持ちは大体十一億四千五百万ドル、こういうふうに予想されております。これは御承知の通りアメリカの市銀から借りた二億ドルですか、それから輸出銀行から借りた一億二千五百万ドル、それからまだ借りたか借りないかわかりませんが、IMFから借りられる三億五百万ドル、こういつたものを除いた計算です。私はこれらの資金はいずれも短期借入れ資金だと思ひます。従つて、普通の場合ならば、このうちからこれは返済をしていかなければならぬ。しかし、その返済の大部分は次年度以降に持ち込まれるとしますれば、この返済分を繰り込んで来年度の日本の国際収支の手持ちはどのくらいになるのか、その場合に、その

手持ち額の中から大体においてほんとうに貿易面で使えるいわゆる高い流通性を持った金かどのくらいあるのか、これはそういふいいはないと思ひます。企画庁の表現をしてみれば、国際収支の天井は今よりもっと低くなると思ひます。そのうち低い中で、片方においてはこども三兆六千九百億の設備投資をする。去年までのものに比べてさらに大きくなる。これが大体企画庁の計算によりまして、白書を見ますと、百億ドルの設備投資があれば、これが二、三年後には百五十八億ドルの生産増になる。さらにそれをまかなうためにはどうしても十八億ドル程度の輸入原料、エネルギーの輸入増になつてくるという、ことを三十九ページが何かに書いてあります。これは計画が少しラフで大きいと思ひます。その通りにはいかないまでも、相当大きな輸入増というものをしなければ、これをやっていくというところではない。その輸入を確保するためには、どうしても重化学工業製品を中心とした輸出市場というものを拓きつつかんでいかなければならぬ、開拓していかなければならぬ、それで、今のうちにアメリカ中心あるいはヨーロッパ中心、あるいはソ連、さらに低開発地帯も重視する、こういうところがそういう重化学工業を中心としたいわゆる輸出の大幅な増進というものができるのかできないのか。さらにそれが伸ばされた場合に、再来年度、少なくとも今日の段階では、五年なり七年の先まで一応見通した、そのときそのときの見通しでそれを十分繰り込んで、一気には変更できませんから、まして保守党の立場からいへば、保守的

の立場からいへば、それはできないと思ひます。できないと思ひますが、少なくとも、そういう五、六年の長期の見通しなり計画なりというものを引き立てた上で、いろいろな変化の条件というものを一つ繰り込んで、そして輸出増の政策というものを進めていく態勢があつて初めて安心ができると思ひます。ところが、残念ながら、私の見たところでは、それが、そこで、私は第一にお聞きしますが、こどもはどの通りいくとかりにいたします。いくかいかいか相当疑問です。相当疑問ですけれども、いくと仮定して、来年度の国際収支はどういう内容になりますか。借りたものの返済を繰り込んで、しかもその中で、特に使える金ですね、その使える金というものはどのくらいになるのか、これを第一にお聞かせを願ひたい。それからそれに見合つて、貿易の規模も、来年はどのくらい輸入をふやして、輸出はどうするか、それではたしてまかなえるかどうか、経済成長をこどものように見てやれるのかどうか、こういう点について、一つお見通しといひますか、御見当があれば、ぜひ聞かしていただきたい。目先のことも大事であります。しかしながらもう少し、少なくとも三年や四年、できればとにかく各企業ともそれぞれ十年計画の長期計画を大きなところは立てておりますかどうか政府が紙の上で一応ああいうものをこしらえたからいいじゃないかといふことでなくて、状況が急変をしますだけに、その状況の急変に即応する政府の生きた長期の見通しなり計

画なりというものは、どうしてもなくちゃならぬ段階にきていると思ひます。それが見えないのであります。この点はどうですか。

○藤山国務大臣 久保田さんのお考えと私と違つたところはないのであります。御承知の通り、所得倍増計画という十年計画を立てまして、その立てたのはある程度業界の知識も加へまして、そしてあるべき将来の姿というものを一応十年計画で立てたわけがあります。しかし、そのこと自体は一応の案はできましたけれども、どういふふうになつていくかというところまで、私は必ずしも完璧なものであつたとは思ひません。またそういうものが急速にあの時期にできるということも、あるいは無理であつたと思ひます。ですから、一応そういうふうになつてざるを得なかつたという当時の状況は当然のことだと思ひます。しかし、さてその計画が今度初年度スタートをします。スタートしてきますと、もう少しきめのこまかい方向がその内容として考えられていなければならぬ。しかもそれは十年という計画を、当面とすれば、少なくとも五年ぐらゐの間どういふふうにかが推移していくかといふことを、もう少し具体的な盛り込み方をしなくてはならぬと思ひます。お話のように、世界の経済が非常に急角度に動いておりますから、そういう条件も考へて参ります。日本の経済構造の変化というものは、どの部面において急速に変化をさせていかなければならぬか、またそれが貿

易の上にとり響いていくかということも考へて参らなければなりませんし、またお話のように、アメリカとか、E Cとか、いわゆる先進国だけではないに、他の低開発国に対する貿易を促進する意味においては、日本の現状の産業の構造をますます急速にどの面にも力を入れて改善していかなければならぬかというところも起つてくると思ひます。でありますから、そういう意味においででござりまする十年計画の中で、さらにこまかい五年計画というふうなものをも少し具体的に考へていくことが必要である。特に、お話のように、初年度において残念ながらある程度行き詰まった状況が起つたわけでありまして、でありますから、それを教訓にして、その出発点をそのゆがめられた上に立てて、それをどう是正していくかということ考へて参らなければならぬと思ひます。そこで、三十七年は一応これでやる、しかし、来年はどうであるかといふと、これは簡単にいふことが推測もいたしかねるところがござりまする。しかし、当然これはやつて参らなければならぬ仕事だと私は思ふのであります。ことに経済でござりまするから、本年われわれが目標にいたしておられますのは、輸出を四十七億、輸入をかりに四十八億に押えてみましても、大抵本年の秋には貿易の基調を回復し得る基盤がでるというところを私申し上げておるのですが、基盤がでるという状況に置かれる。一番希望しているのはそこだと思ひます。私は必ずしも完全にできるとは思ひませんが、しかし、明年度回復する基盤がそこでできてくるだろう。そこで明年度は、その上に立つてどういふふうに輸出

を伸ばしていかなければならぬか。本年度かりに四十七億に伸びたとする、輸入も四十八億でまあおさまったと見る、そうすれば来年は一体輸出をどのくらいに目標に持つていくのか。五十億ドルに持つていくのか。またそれに対応して四十八億ドルと押えた輸入をどの程度に押えていくかというふうなことは、経済のことから見まして、御指摘の通り、当然本年度の施策の上にも影響してくる問題だと思ひます。ですから、そういうことは当然考へて参らなければいけませんし、さらにいへばその次の年、三十九年度あるいは四十年度というふうな面をあらかじめ考へながら、そういう作業を続けることが必要だと私は思つております。従つて、そういう点は非常にむずかしいところだと思ひますけれども、やつて参らなければならぬと思ひます。またそのこと自体が、本年度の経済運営の上に緩急よろしきを得るような政策を期の半ばにおいてとるかとらないかという問題になつてくると思ひます。でありますから、どうしてでも企画庁としてはそういう面について十分やつていかなければならぬ。ただ、それがどういふふうな数字で、いい結果を招来させるためにはどういふことを貿易振興の上において、あるいは国内産業振興の上においてとらなければならぬかということになると、なかなかむずかしい問題でございまして、今ここでにわかに申し上げかねるのでありますけれども、御趣旨のようないふ点は私も同感でありまして、そういうふうな、少なくとも本年度の景気を調節し、輸出振興あるいは輸入抑制をやつていきます上において、翌年

度の問題をあわせ考へながら、本年度の運営をゆるめるなり、あるいは抑制を強めるなりという問題を扱つて参らなければならぬ、こう考へております。○久保田(豊)委員 それを企画庁はやつておるのですか。どうも企画庁からいただくいろいろの資料では、私もあまりよくいただけないのかもしれないけれども、企画庁が公表した、いただいた資料では、今年のことだけで頭が一ぱいで、来年のことは全くやつていないというふうに私どもには見えるわけですが。国会における各大臣の御答弁を聞いてもそうなんです。これではあふないといふことを特にいふのです。もしやつておるなら、どういふふうなところまでの程度今作業が進んでおるか、御説明をいたしたいと思ひます。○藤山(國務大臣) その点はむしろやらなければならぬことでござりまするし、やらしておられますけれども、まだわれわれがそれを国会で申し上げるというふうな段階に行つてないことは、これはまた正直に申して事実であります。そういう点は十分気をつけてやつていかなければならぬと思ひます。また事実年度の推移を見ながら予算の運営その他についても非常にその必要がある場合がある、こう考へております。○久保田(豊)委員 きようは時間がありませんから、総論的な入口だけしかお聞きできないのですが、政府の長期計画を見ますと、七〇年におきましても大抵アメリカ市場を日本の貿易市場としては一番重要視しておるといふことがはつきりわかります。その次はヨーロッパ市場、こういう点ははつきり数字の上に出ておる。しかし、私は

最近のアメリカ市場といふものを、日本の国内の産業構造が變つてきたことと関連をいたしまして、もう一度再検討する必要があるのではないかと、こゝろ思ひます。つまり、政府の今までの長期の計画から見れば、やはりアメリカ一辺倒の貿易構造といふものの上にすべてを運んでいくという考へと見て大体差しかねない。しかし、私はきのうも佐藤さんに申し上げたのです、大抵日本は重工業化しておる。それが、大抵日本は重工業化しておる。そして日本は国内資源がないといふことになれば、重工業の輸出を伸ばして、そういう産業の原材料なり、あるいはエネルギーをその見返りに取れるという可能性を持ったところを一番重点に、しかも開発の進んでおるところを重点にしなければならぬ。ところが、日本とアメリカとの關係を見ても、基本的にはそうじゃないのです。現在のドル防衛がどうかといふことは第二の問題として、基本的な性格の問題を取り上げてみますと、今までは、日本は、御承知の通り、アメリカに軽工業品ないしは輕機械を出して、その見返りに、要するに工業原料なりエネルギーを入れてきた、それに一部の機械を入れてきた、こういうことであります。そして、しかもそれは片貿易であつて、要するに、今日、日本の外貨の危機をもたらし直接の原因は、この片貿易にある。ただ、今まではこの片貿易の穴埋めを、御承知の通り、アメリカからのA I Dなり、あるいは特需なり、あるいは資金の導入なり、こういうことでやつてきた。ですから、これが表面に出なかつた。あるいは短期の資金等もそれに加つて穴埋めしてきた。ところが、御承知のようないふドル危機の

問題からこれができなくなつた。そしてこれが急速に後退するといふ段階になつてきた。そこで穴埋めができないうところ、貿易構造は依然としてアメリカ一辺倒である、こういうことなんです。そこに、私は直接の原因の大きなものがあると思ひます。国内的要因は別にしまして、対外的な要因を中心と考えれば、そこに根本の原因がある。しかも今後見通し得る将来において、アメリカの反共世界政策といひますか、これが變つてない限り、ドル防衛が解消される望みはありませぬ。おそろくこれに根本があるのですから、これは私が言うまでもなく御承知のことだと思ひます。ですから、これは少なくとも望ましいことではないが、まだ相当長期に続くと思ひなければならぬ。穴埋めの材料といふものは細い一点だ。今は貿易の帳じりはいわゆるほかの要素でもって穴埋めするといふ限度に來ているのではないかといふふうに私は見て差しかねないのではないかと思ひます。しかも、どうかといふと、アメリカと日本との關係をもっと突っ込んでみれば、日本は国内の斷層を作らないためには、どうしたつて重工業中心の工業化を相当程度、三兆ないしは四兆近くのもの今後続けていかなければならぬ。すでに始めちゃつたのですから、十億のやつが土台がでちゃつたのですから、これを持つていくには、どうしてものくらいいいものを持つていかなければならぬ。その内容は重工業中心で、従つて、原料なりエネルギーといふものはほとんど入れていかなければならぬ。それは今のところでは主としてアメリカ、こういうことですね。で

すから、日本から見れば、アメリカに
対する輸入要因というものは強まるば
かりです。ところが輸出要因はどうか
といふと、これは軽工業品も向こ
うにいわれる競争産業があります。向
こうとしては、国の経済全体としては
そう大して重要視するものじゃない。
言葉をつづめていけば、なくても済む
ものだ。日本から入れているものは、
少し高いものをやれば、なくても済む
ものだ。なぜこれが出ておったかとい
うと、従来日本のそういう軽工業品の
いわゆるFOB価格が非常に低くて、
向こうの扱い商人の手数料がべらぼう
に多い。ものによってはこっちのもの
が八分の一で、向こうのものはその八
倍だ、あるいは四分の一で、向こうは
四倍。従って向こうの中間マージンが
非常に多い。こういう連中が、ざっく
ばらんにいへばささえてしょう。そう
いうものに辛うじてささえられてい
る。そしてもう一つは、次に輸入
制限なり何なり圧迫を食っている。そ
れをチャンピオン商品を何かしらえ
ては、それでだつと出るといふだけ
あります。それで今まで伸びてきたの
です。もちろん景気の動向によって、
これは相当にふえたり減ったりします
が、しかしこれは短期のあれだ。重工
業品はどうかといへば、私はこれは限
界輸出品だと思ふ。きのう佐藤さん
は、鉄鋼業やその製品はまだだんだん
出ると言いましたが、向こうの方が
こっちよりはるかに進んでいる。しかも
向こうの鉄鋼業なり機械産業は五〇％
程度の大幅な操短を今やっている。

「内田委員長代理退席、委員長着
席」
ですから、鉄鋼ストライキが起る
とか何とかいふ、そういう機会以外
には、私はこれは伸びる可能性はない
と思ふ。幾ら日本でも輸入したつて、輸
出は手輕に出ない、こういう関係が私
はアメリカと日本との基本的な貿易関
係だと思ふ。日本の国内が重工業化し
ているにもかかわらず、そういうものを
をたよりにして、この十カ年計画でも
これに一番重点を置いて、大体におい
て三倍半ですか、二十七億幾らという
ふうな輸出が七〇年度にはできる、こ
ういふ前提に立つたすべての政策、こ
ういふ基本的な関係というものは私は
検討しなければだめだという点を考え
るわけです。

さらに、今申しましたドル防衛なり
あるいはEECとアメリカとの接近と
いうものが、これは相当長期の影響を
持つてくるものと思ふ。今のよう
に關稅政策やその他も一つ一つ
を小さくやることも、これは必要で
す。必要ですけれども、私はこれは政
治的な意味で言っているわけじゃあり
ません、日本が少なくとも池田内閣
が言っているような高度成長政策を安
定的に伸ばしていこうというのには、
いわゆるアメリカ一辺倒の貿易構造と
いうものをどうしても変える必要があ
る。欧州にしても今後EECがだんだん大
きくなって、英國がいつ入るかわか
りませんけれども、これも案外早く入
るのじゃないか。人によつては三年先だ
と言ふ人もあります。あるいは、人に
よつては、本年度末までには話がまと
まつて、来年早々にはEECに英國の
参加が決定するだらう、ということに
なれば、少なくとも来年度中には欧州
全体がEECに包括されるということ

になりましよう。ここについても、き
のうもお話がありましたけれども、こ
れは大いに貿易を伸ばすんだ。向こう
へ日本から売っているのは何かと言え
ば、やはり軽工業品なり、あるいは軽
機械です。ところが、これは向こうに
もれつきとした競争産業があるわけ
です。そして日本の一番必要とする重化
学工業の原材料を欧州からはとれませ
ん。向こうにはないのですから、これ
はとれないという関係になる。日本の
今日の技術水準なり経済力で、EEC
というものに守られた非常な力を持っ
てきた欧州と軽工業品の輸出入合戦を
やつて、日本が勝てますか。私は勝て
ないと思ふ。もちろんこれは趨勢とし
ては、アメリカも同様です。欧州も貿
易は相当程度伸びてきておるのです。
しかし、その伸びというものは、日本の
必要とする国内の高度成長をささえて
いく原材料を完全に入れるだけの伸び
はとれないと思ふ。こういう構造的な
問題を考へてみなければならぬ。さら
にEECを中心として、御承知の通り、
欧州は非常に経済力を増してくる。ア
メリカの方は、EECへの接近がこれ
からの一番の中心になる。この結果、
アメリカから出てくるのは何かといへ
ば、ほかの地域に対するドル防衛が盛
化されるということ、輸出競争が盛
んになる、国内においては立ちおくれ
産業の保護政策が強くなるという結果
しか、経済の原則から見ても、ないので
す。欧州の方はどうかといふと、非常
に国内で力を増した重工業製品が、世
界のほかの地域に、国際的な大きな経
済力を背景にしてどんどん出てくる。

低開発地帯に出るのは、これは何と
いつても重化学工業品が中心です。い
わゆる軽工業品は、もうすでにそうい
うところで國産化が始まつております
から、この國産化の方からの抵抗がだ
んだん強くなつて、入れないことは当
然だ。しかし、さつき話がありました
農産物の第一次産品の問題もあります
けれども、これとても日本は、入れて
くる余裕はそうないわけです。こうい
うところから重化学工業品の原料をと
りたい。しかしそれには開発をしなけ
ればならない。その金が日本にあるか。
またその開発のしようによつては、帝
國主義の再現だということ、今日民
族主義の激しい際には、総反響を食う
のは当然だ。しかもこれには、ソビエ
トないし共産圏の経済力が進むにつれ
て、共産圏からさらに資本主義的に見
ると、経済競争要素として非常に優秀
な貿易なり経済援助の大量進出とい
うものが今後予想される。こういう中
で日本がどうやっていくかといふこと
を考へなければならぬ。そういう場合
に出てくるのは、何としても今日の世
界の形勢から見ても政治的な要因を離
れて考へれば、やはりこれは日本の一
番近くで、しかも非常な日本の重工業製品
に対する需要が盛んで――まず盛んだ
と思ふなければならぬが、しかもな
お日本へ工業原料なりエネルギーを十
分に提供する力を持つておるいわゆる
共産圏貿易というものをもう一度、私
は根本の立場から、経済的な要因から
見直さなければならぬ情勢にきておる
というふうに思ふのです。こゝいう点
について長官はどう考へておるのか。
私はいさういふ線によつて、日
本の国内産業の今後の発展方向なり、

企業の形態とかその他のいろいろな問題が
ありますが、そういうことはまた別の
機会に論議するとして、貿易構造
と国内のいわゆる経済構造の両方が変
化してくる、こういう中で日本が高度
成長政策を少なくとも重工業を中心と
してやっていくには、どう市場問題と
いうものを解決するかといふことを、
この際真剣に、長期的な展望に立つて
もう一度検討する必要がある。さつき
のお話では、計画は今の高度成長政策
というものは一応立てた。これの実施
はそのとき、そのときの情勢に応じて
相当きめのこまかいことをやるとい
う、それはその通りです。しかし、私
の申し上げたいのは、そういう基本の
この高度成長政策の基本的要素に今大
きく変化が来ている。ですから、高度
成長政策そのものの基本というものを
を、これからの世界の、共産圏も含め
た全体の世界的情勢の変化の中であ
う一度掘直して、日本としてどこへ生
きていくかといふことを真剣に考へな
ければ、また計画をしなければならぬ
段階に來ておる。それがない限り、私
は日本の経済の成長というものは非常
に不安定で、いつ大きな断層にぶつか
るかかわらないといふことが言える
と思ふのであります。現在政府が行な
つておるような小手先の、そう言つては
失礼ですが、いわゆる漸進主義はきこ
くではだめじゃないか。いつかこれは
大きな断層にぶつかつて、経済的な混
乱を來たす時期が来るのではないかと
いうふうに思ふのであります。これは
政治的ないろいろな要因から、アメリ
カはあるいは欧州といへども、同じ自
由主義陣営だから、日本をそうそでに

しやまいとかいうそら頼みは、もうそろそろやめられたらいい。競合していくのは、これは経済の原則であります。この経済の客観的な原則に動かされてそれだけの人が動くわけでありまして、それから、そういうあれは藤山さんも箱根会談でいやというほど御承知のはずです。それをまだどうだこうだといってそら頼みをして、何とかこつちが泣き言を言っていたら向こうもこつちを救ってくれるだろう、こう言っていたら何とか救ってくれるだろうという段階でないと私は思うのであります。この点はどうかでありますか。

○藤山國務大臣 対米貿易のウエート

というものは、私は十年たちまして、日本の貿易の中においてそんなに低いものとは思いません。ですから、その意味において、対米貿易というものを十分に推進し改善していくことが必要である。むろん日本の重工業製品、たとえば電気冷蔵庫を作るあるいは自動車を作る、それがアメリカに大量輸出されるというようなことは、これは想像できないと思います。おそらくヨーロッパの小型車が入ってくる、日本もそれでは小型車を入れよう、これは日本として望ましいことではないでしょうか、しかしヨーロッパの小型車が入ってくれば、ヨーロッパの小型車と日本との相当な差が現実に現われておりますし、また非常にそちらのものが入ってくるとなれば、アメリカ自身も大型車に乗る小型車を作る。御主人は大型車に乗るけれども、奥さん方は小型車に乗るというものがこのごろの流行のようですが、そういうようなことで小型車を作るといふことにもなる。そういう点で競争して

いきますれば、現在の段階あるいは近き将来必ずしもそれに競争しているとは思いません。ただ日本の持つております特性というものは、ある程度発掘していけないことにはないと思う。たとえばイタリアが、戦後にイタリアの絹織物のデザインその他でアメリカのネクタイはほとんどイタリアに席巻されてしまった、あるいは戦後においてアメリカの時計工業はつぶれてしまった、スイスに押されてしまった、ウォルサムなどはなくなつてしまった、こういうようないろいろな現実の事態から見まして、日本が対米輸出に全然向かないよ、たことのないといふことも私も信じております。ですから、その点において対米貿易に対してはどういう態度をとつて、どういふことで対処していくか、そしてそれはやはりアメリカというものが相当な購買力を持ちあつては相當な資金的なバックを持つておりますから、これが延べ払いであるとか、長期ににげつとかいふようなことがない場合には、その点について相当重点を置くべきは当然だと思ふ。しかし、お話しのように、日本の産業構造をどうしても高度に変えていかなければならぬ。つまり低度の綿製品というようなのは、すでにパキスタンにしてもインドにしてもできております。それに対処するためには、われわれは化学工業の合成繊維、化学繊維を持つていかなければならぬ。また今言つたように、国内である程度生活程度が上がつて、電気洗たく機なり冷蔵庫なりが必要があつて、そしてそれが改善されていくといふことになれば、それはアメリカには売れないけれども、東南アジアの方面には売れて

いくといふことでございますから、その面において日本の産業構造の改造といふものをそこに置いて、しかもその分野を開拓していく。ただ今日の現状からいいますと、まだ残念ながら、政治的独立はしたけれども、経済的な力というものはそれぞれの国が非常に弱い、それが世界の平和にも影響を及ぼしてあります。従つて、今低開発国の援助計画というものが世界の大きな問題になつておるわけでありまして、これの振興を考へてみますと、そう急激に低開発国の新独立国が植民地経済から脱却して十分な経済力を持ち、そして購買力を持つていふわけにも、十年くらいは限度ではなかなかそう予想できない。しかし二十年、三十年を考へますれば、当然そこにはいかなければならなりません、そこにはいかなければならぬ。平和のためにもあるいは世界貿易の拡大のためにも必要なんですから、当然各国がそこに援助していくと思ひます。でありますから、長期にわたつて考へて参りますと、東南アジアあるいはアフリカでありますとかあるいは中近東でありますとかあるいは共産圏を含めて、そういう方面の貿易に対して日本の産業構造の変化とともに、日本の貿易内におけるウエートが上がつていかなければならぬことは、これは当然のことでございます。その上があることとがないなら、何も産業構造を変える必要はないのであります。産業構造を変えていく。十年計画の中では対米貿易のウエートが重過ぎるではないかと考へられますが、少なくとも十年くらいの前途では、対米貿易のウエートといふものは割合から見てもまだ相当大きい

のではない、あるいはE.E.C.を含めてそういう先進国への貿易、それが支払ひの上から見ても多いのではないかと。ですから一応そういうことをわれわれの計画としては、十年計画には対米貿易のウエートが大きい、それは一辺倒じゃないかと言われまうが、しかしそれは必ずしもそれだけでは日本の産業経済が満足すべきものではなから、拡大していつて国民生活を向上させていく、そして経済を拡大するとなれば、どうしたつて今言つたように各地域に対してはもっと積極的に手を打つて参らなければならぬ。その意味から言いますと、日本の経済力が充実してくるに従つてあるいは援助計画も進まつていきましようし、あるいは延べ払い等の方式によつてもつと後進国の開発に援助をし、あわせて日本の輸出貿易も振興できると思ひます。ただ現在の十年計画くらいの間では対米貿易が多くならざるを得ないと言わざるを得ない、こう思ひます。

○久保田(豊)委員 きよりは時間がありませんから、この程度にとめますが、今の長官のお答えの中で、最後の面について私ははつきり見通しが違ひるのであります。もちろんしろうとの見通しですから十分なことではできませんが、いろいろそういう点についてこれから具体的に問題を出して、一つ一つその市場なり日本の産業構造について少し突っ込んで御意見も承るし、私どもの意見もといふことで、まあ討論したいになるかもしれないが、あけ足とてでなく、もう少しお互いにかまえた立場でじっくり話し合ひ、討論をする機会を持ちたいと思ひます。私も決してあけ足とりなんかするつもりもありませんから、一つ長官は長官で明確な見通しなりあるいは御意見をはつきり出して言つていただきたい、こう思ひますので、一つその点次の質問を保留いたしまして、きよりは時間がありませんから、これで一応終わつておきます。

○早稲田委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後一時一分散会

〔参照〕

商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)に関する報告書

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

第一類第九号

商工委員会議録第十一号

昭和三十七年二月二十一日

昭和三十七年二月二十三日印刷

昭和三十七年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局